

公益財団法人日本アイスホッケー連盟
役員等旅費規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という。）の業務のため出張旅行及び本連盟主催の競技会・イベント・会議等に出席する本連盟役員等に支給する旅費に関し基準を定める。

2. 前項に規定する役員等の区分を次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び同役員の代行者。
- (2) 理事及び監事。
- (3) 各専門委員。
- (4) オフィシャル（レフェリー、ラインズマン等）。
- (5) 前号以外の者及びこれらに準ずる本連盟外の者。

(出張依頼)

第2条 出張のための旅行は、次の区分による出張依頼によって行うものとする。

- (1) 前条第2項第1号、第2号に定める者に対する出張依頼は会長又は専務理事。
- (2) 前条第2項第3号、第4号、第5号に定める者に対する出張依頼は専務理事。

2. 前項の出張依頼は、別に定める様式の出張依頼書による。但し、特に緊急を要する場合は、出張依頼者が口頭をもって行うことができるが、帰任後速やかに文書処理を行うものとする。

(旅費の支給)

第3条 役員等(前条第1項第2号に掲げる本連盟外の者を含む。以下この規程中において同じ。)が出張した場合には、当該者に対し旅費を支給する。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道運賃等の交通機関の料金、日当、宿泊料とする。

2. 鉄道運賃等交通機関の料金については、それぞれの路程に応じて、事務局が算出した旅客運賃等により支給する。
3. 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
4. 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。但し、航空旅行における機中泊は除く。

(旅費の計算)

第5条 旅費は経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により、経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅行日数)

第6条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。但し、利用する交通機関の路程により当日の出発又は当日の到着が困難な場合には、その1日をこれに含むことができる。

2. 旅行中における年度の経過又は職務の変更があった場合における旅費の計算は、それぞれ旅費を支給した日の属する区分によって計算する。

(旅費の区分)

第7条 旅費を区分して、国内旅行の旅費及び外国旅行の旅費とする。

2. 外国旅行は、国内と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。

第2章 旅 費

(国内旅行)

第8条 国内旅行の旅費を在勤地内旅費、日帰り旅費と普通旅費とに区分する。

2. 在勤地内の旅費は、勤務地より往復100km未満の地域内における旅行に要する旅費とし、往復50km未満の地域にあっては、旅行に要する旅費として交通費実費のみを支給する。また、50km以上100km未満の地域にあっては、旅行に要する旅費として交通費実費と日当定額の2分の1を支給する。
3. 日帰り旅行の旅費は、勤務地より往復100km以上200km未満の地域内における旅行の旅費として旅行に要する交通費と日当定額を支給する。
4. 普通旅費は、前項以外の地域への旅行の旅費として、それぞれの交通機関の料金、日当及び宿泊料とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、旅客運賃及び本条各号の料金等による。

2. 普通急行及び特別急行列車（新幹線含む）を運行する線路による旅行で片道50km以上の場合は、それぞれ急行料金、特別急行料金を支給する。

(その他の交通機関)

第10条 その他の交通機関の料金は、次の各号に規定する運賃による。

- (1) 運賃の等級を2階級以上に区分する航空路による旅行の場合においては、エコノミークラス適用の運賃。
- (2) 運賃の等級別の設けていない交通機関による旅行の場合においては、第5条の計算に基づく現に利用する料金。
- (3) 出張依頼者が必要と認めた場合は、実費額の車賃（営業車両）を支給することができる。

(日当)

第11条 日当は、旅行日数に応じて第8条第2項に定める場合を除き、次の定額とする。

*単位：円

区 分	国内旅行日当 (1日)	外国旅行日当(1日)
会長、副会長、専務理事、常務理事	3,000	5,000
理事、監事	2,500	4,000
専門委員、オフィシャル	2,300	3,000

(宿泊料)

第12条 国内旅行宿泊料は、原則として旅行中の夜数に応じて次の国内旅行宿泊料基準額を上限に実費精算とする。但し、専務理事が特別な理由があると認める場合は、この限りではない。

2. 外国旅行宿泊料については、原則実費精算とする。但し、旅行の手配は原則事務局が行うものとし、やむを得ない事情で出張者が手配する場合は、事前に専務理事の承認を要する。
3. 宿泊料を要しない場合は、日当のみを支給する。

*単位：円

区 分	国内旅行宿泊料 基準額 (1夜)
会長、副会長、専務理事、常務理事	15,000
理事、監事	14,000
専門委員、オフィシャル	13,000

(旅行雑費)

第13条 外国へのお出張に際して出張依頼者が必要と認めた場合は、実費額の旅行雑費を支給することができる。

(精算)

第14条 出張者は帰着後、国内旅費については1週間以内、国外旅費については2週間以内に必要書類を整えて精算しなければならない。

第3章 旅費の調整

(旅費の調整)

第15条 会長は、旅行目的の性質上、または出張先の実情、その他特別の事情により、この規程による旅費支給を妥当でないと認めるときは、これを減額または増額することができる。

(大会・遠征等への参加)

第16条 コーチ、ドクター、トレーナー、用具マネージャーとして選手団に帯同して合宿・大会・遠征等に参加する場合の旅費等の取扱いについては、別に定める。

(規定外事項)

第17条 この規程に定めるほか、この規程の実施に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1. この規程は平成23年9月1日から施行する。
2. この規則の改廃は、理事会の議決による。
3. 平成23年9月3日開催の理事会において、第11条（日当）について、次の通り議決した。
 - 1) 経費節減の緊急対策として、理事会・評議員会・各種専門委員会などの会議に出席する場合の日当を当分の間、支給しない。
 - 2) 支給しない期間は、平成24年9月30日までとする。
4. 平成24年10月17日開催の業務執行会議において、附則第3項の日当については、同等の対応を平成25年9月30日まで継続することを議決した。
5. 平成28年3月19日開催の理事会において、経費節減の緊急対策として、国内日当の支給停止の再開および海外日当の減額、宿泊料の見直しを議決した。
6. 平成29年10月28日開催の理事会において緊急措置を解除した。
7. 平成30年9月1日一部改定
8. 令和5年3月11日開催の理事会において、経費節減の緊急対策として、当分の間、国内日当の支給停止を議決した。
9. 令和7年6月21日一部改定